

ラフテレーンクレーン オールテレーンクレーン

商品知識ガイドブック 2.0

2.0



1 移動式クレーン

ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーンは、作業現場で作業する移動式クレーンとして、労働安全衛生法および労働基準法の関係法令の規制を受けます。主な法令は次のとおりです。

労働安全衛生法（法律）		労働基準法（法律）
労働安全衛生法に基づく政令、省令、告示		労働基準法に基づく省令
労働安全衛生法施行令（政令）	移動式クレーン 運転士免許試験規程（告示）	年少者労働基準規則（省令）
労働安全衛生規則（省令）	クレーン等 運転関係技能講習規程（告示）	女子労働基準規則（省令）
クレーン等安全規則（省令）	クレーン 取扱業務等特別教育規程（告示）	
移動式クレーン構造規格（告示）	玉掛け技能講習規程（告示）	
クレーン又は移動式クレーンの 過負荷防止装置構造規格（告示）		

[1] 労働安全衛生法（抄）

第6章 労働者の就業に当たっての措置

【安全衛生教育】

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則（抄）

【特別教育を必要とする業務】

第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

16. つり上げ荷重が1 t未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

19. つり上げ荷重が1 t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

【就業制限】

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

労働安全衛生法施行令（抄）

【就業制限に係る業務】

第20条 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

7. つり上げ荷重が1 t以上の移動式クレーンの運転(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を走行させる運転を除く。)の業務

16. 制限荷重が1 t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

第12章 罰則（つり上げ荷重3 t未満の移動式クレーンで、事業者に義務付けされている就業制限、定期自主検査について）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 第59条第3項（特別教育の実施）、第61条第1項（技能講習修了者に就業させる義務）

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1 第45条第1項（定期自主検査の実施とその記録）

事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

1 移動式クレーン

[2] 労働安全衛生規則（抄）

第9章 監督等

【事故報告】

第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

5. 移動式クレーン(つり上げ荷重0.5 t未満の移動式クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ. 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ. ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

[3] クレーン等安全規則（抄）

【注意】 第3章（移動式クレーンの規定）は、つり上げ荷重0.5 t以上の移動式クレーンに適用される条文とつり上げ荷重3 t以上の移動式クレーンに限定して適用される条文を分けて掲載しています。

第1章 総則

【定義】

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 移動式クレーン 労働安全衛生法施行令第1条第8号の移動式クレーンをいう。
労働安全衛生法施行令（抄）

【定義】

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

8. 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。
4. つり上げ荷重 令第10条のつり上げ荷重をいう。

労働安全衛生法施行令（抄）

第10条 法第33条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。

1. つり上げ荷重（クレーン、移動式クレーン又はデリックの構造及び、材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。）が0.5 t以上の移動式クレーン
6. 定格荷重 移動式クレーンでブームを有するものにあつては、その構造及び材料並びにジブ若しくはブームの傾斜角及び長さに応じて負荷させることができる最大の荷重から、フック、グラブバケット等のつり具の重量に相当する荷重を控除した荷重をいう。
7. 定格速度 移動式クレーンにあつては、これに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なう場合のそれぞれの最高の速度をいう。

【適用の除外】

第2条 この省令は、次の各号に掲げる移動式クレーンについては、適用しない。

1. 移動式クレーンで、つり上げ荷重が0.5 t未満のもの

第3章 移動式クレーン

つり上げ荷重0.5 t以上の移動式クレーンに適用される第3章の条文

第1節 製造及び設置

【荷重試験等】

第62条 事業者は令第13条第3項第15号の移動式クレーン（つり上げ荷重が0.5 t以上3 t未満の移動式クレーン）を設置したときは、当該移動式クレーンについて、第55条第3項の荷重試験及び同条第4項の安定度試験を行なわなければならない。

第55条第3項から

荷重試験 移動式クレーンに定格荷重の1.25倍に相当する荷重（定格荷重が200 tをこえる場合は、定格荷重に50 tを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、旋回、走行等の作動を行なうものとする。

第55条第4項から

安定度試験 移動式クレーンに定格荷重の1.27倍に相当する荷重の荷をつつて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。

第2節 使用及び就業

【設計の基準とされた負荷条件】

第64条の2 事業者は、移動式クレーンを使用するときは、当該移動式クレーンの構造部分を構成する鋼材等の変形、折損等を防止するため、当該移動式クレーンの設計の基準とされた負荷条件に留意するものとする。

1 移動式クレーン

【巻過防止装置の調整】

第65条 事業者は、移動式クレーンの巻過防止装置については、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とジブの先端のシーブその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔が0.25メートル以上（直働式の巻過防止装置にあっては、0.05メートル以上）となるように調整しておかなければならない。

【安全弁の調整】

第66条 事業者は、水圧又は油圧を動力として用いる移動式クレーンの当該水圧又は油圧の、過度の昇圧を防止するための安全弁については、最大の定格荷重に相当する荷重をかけたときの水圧又は油圧に相当する圧力以下で作用するように調整しておかなければならない。ただし、第62条の規定により荷重試験又は安定度試験を行なう場合において、これらの場合における水圧又は油圧に相当する圧力で作用するように調整するときは、この限りでない。

【作業の方法等の決定等】

第66条の2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

1. 移動式クレーンによる作業の方法
 2. 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
 3. 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統
- 2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に関係労働者に周知させなければならない。

【外れ止め装置の使用】

第66条の3 事業者は、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。

【特別の教育】

第67条 事業者は、つり上げ荷重が1 t未満の移動式クレーンの運転（道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路上を走行させる運転を除く。）の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

1. 移動式クレーンに関する知識
2. 原動機及び電気に関する知識
3. 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
4. 関係法令
5. 移動式クレーンの運転
6. 移動式クレーンの運転のための合図

3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

【就業制限】

第68条 事業者は、令第20条第7号に掲げる業務（つり上げ荷重が1 t以上の移動式クレーンの運転の業務）については移動式クレーン運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

ただし、つり上げ荷重が1 t以上5 t未満の移動式クレーン（以下「小型移動式クレーン」という。）の運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

【過負荷の制限】

第69条 事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

【傾斜角の制限】

第70条 事業者は、移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角（つり上げ荷重が3 t未満の移動式クレーンにあっては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角）の範囲をこえて使用してはならない。

【定格荷重の表示等】

第70条の2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

【使用の禁止】

第70条の3 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行なってはならない。

ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

【アウトリガーの位置】

第70条の4 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、当該アウトリガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

1 移動式クレーン

【アウトリガー等の張り出し】

第70条の5 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。

ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であって、当該移動式クレーンに掛ける荷重が、当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

【運転の合図】

第71条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第1項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

【搭乗の制限】

第72条 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

第73条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。

1. とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

2. 労働者に安全带等を使用させること。

3. とう乗設備ととう乗者との総重量の1.3倍に相当する重量に500kgを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重を超えないこと。

4. とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

【立入禁止】

第74条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行なうときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

第74条の2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行なう場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷（第6号の場合にあっては、つり具を含む。）の下に労働者を立ち入らせてはならない。

1. ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

2. つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

3. ワイヤロープ等を用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

（当該荷に設けられた穴又はアイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。）

4. 複数の荷が一度につり上げられている場合であって、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。

5. 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

6. 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

【強風時の作業中止】

第74条の3 事業者は、強風のため、移動式クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

【強風時における転倒の防止】

第74条の4 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であって移動式クレーンが転倒するおそれのあるときは、当該移動式クレーンのジブの位置を固定させる等により移動式クレーンの転倒による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

【運転位置からの離脱の禁止】

第75条 事業者は、移動式クレーンの運転者を、荷をつったままで、運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつったままで、運転位置を離れてはならない。

【ジブの組立て等の作業】

第75条の2 事業者は、移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

1. 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮の下に作業を実施させること。

2. 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

3. 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

2 事業者は、前項第1号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。

2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

1 移動式クレーン

第3節 定期自主検査等

【定期自主検査】

- 第76条** 事業者は、移動式クレーンを設置した後、1年以内ごとに1回、定期的に、当該移動式クレーンについて自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない移動式クレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 2 事業者は、前項ただし書の移動式クレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならない。
 - 3 事業者は、前2項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、当該自主検査を行う日前2月以内に第81条第1項の規定に基づく荷重試験を行った移動式クレーン又は当該自主検査を行う日後2月以内に移動式クレーン検査証の有効期間が満了する移動式クレーンについては、この限りでない。
 - 4 前項の荷重試験は、移動式クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、旋回、走行等の作動を定格速度により行なうものとする。
- 第77条** 事業者は、移動式クレーンについては、1月以内ごとに1回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月をこえる期間使用しない移動式クレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 1 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
 - 2 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
 - 3 フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無
 - 4 配線、配電盤及びコントローラーの異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の移動式クレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

【作業開始前の点検】

- 第78条** 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、巻過防止装置、過負荷警報装置、その他の警報装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能について点検を行わなければならない。

【自主検査の記録】

- 第79条** 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

【補修】

- 第80条** 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なつた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第3章 移動式クレーン

つり上げ荷重3 t以上の移動式クレーンに適用される第3章の条文

第1節 製造及び設置

【製造許可】

- 第53条** 移動式クレーン（令第12条第1項第4号の移動式クレーン〈つり上げ荷重3 t以上の移動式クレーン〉に限る。以下本条から第61条まで、第63条及び第64条並びにこの章第4節及び第5節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとする移動式クレーンについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーン（次条において「許可型式移動式クレーン」という。）については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書（様式第1号）に、移動式クレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
 - 1 強度計算の基準
 - 2 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
 - 3 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

【検査設備等の変更報告】

- 第54条** 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移動式クレーン又は許可型式移動式クレーンを製造する場合において、同条第2項第2号の設備又は同項第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

【製造検査】

- 第55条** 移動式クレーンを製造した者は、法第38条第1項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定による検査（以下この節において「製造検査」という。）においては、移動式クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。
 - 3 前項の荷重試験は、移動式クレーンに定格荷重の1.25倍に相当する荷重（定格荷重が200 tをこえる場合は、定格荷重に50 tを加えた荷重）の荷をつつて、つり上げ、旋回、走行等の作動を行なうものとする。
 - 4 第2項の安定度試験は、移動式クレーンに定格荷重の1.27倍に相当する荷重の荷をつつて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。

1 移動式クレーン

【検査証の有効期間】

第60条 移動式クレーン検査証の有効期間は、2年とする。ただし、製造検査又は使用検査の結果により当該期間を2年未満とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、製造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式クレーンであって、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式クレーンの検査証の有効期間を製造検査又は使用検査の日から起算して3年を超えず、かつ、当該移動式クレーンを設置した日から起算して2年を超えない範囲内で延長することができる。

【設置報告書】

第61条 移動式クレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、移動式クレーン設置報告書（様式第9号）に移動式クレーン明細書（製造検査済又は使用検査済の印を押したもの）及び移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第2節 使用及び就業

【検査証の備付け】

第63条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、当該移動式クレーンに、その移動式クレーン検査証を備え付けておかなければならない。

【使用の制限】

第64条 事業者は、移動式クレーンについては、厚生労働大臣の定める基準（移動式クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

第4節 性能検査

【性能検査】

第81条 移動式クレーンに係る性能検査においては、移動式クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2 第76条第4項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

【性能検査の申請等】

第82条 移動式クレーンに係る性能検査（法第53条の3において準用する法第53条の2第1項の規定により労働基準監督署長が行なうものに限る。）を受けようとする者は、移動式クレーン性能検査申請書（様式第11号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

【性能検査を受ける場合の措置】

第83条 第56条の規定（同条第1項第2号中安定度試験に関する部分を除く。）は、前条の移動式クレーンに係る性能検査を受ける場合について準用する。この場合において、第56条第2項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

【検査証の有効期間の更新】

第84条 登録性能検査機関は、移動式クレーンに係る性能検査に合格した移動式クレーンについて、移動式クレーン検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により2年未満又は2年を超え3年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

【労働基準監督署長が性能検査の業務を行なう場合における規定の適用】

第84条の2 法第53条の3において準用する法第53条の2第1項の規定により労働基準監督署長が移動式クレーンに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行なう場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

第5節 変更、休止、廃止等

【変更届】

第85条 設置されている移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、移動式クレーン変更届（様式第12号）に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分（第5号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

1. ジブその他の構造部分
2. 原動機
3. ブレーキ
4. つり上げ機構
5. ワイヤロープ又はつりチェーン
6. フック、グラブバケット等のつり具
7. 台車

1 移動式クレーン

【変更検査】

- 第86条** 前条第1項第1号又は第7号に該当する部分に変更を加えた者は、法第38条第3項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りでない。
- 2 第55条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「変更検査」という。）について準用する。
- 3 変更検査を受けようとする者は、移動式クレーン変更検査申請書（様式第13号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第1項又は第3項の届出をしていないときは、同条第1項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

【変更検査を受ける場合の措置】

- 第87条** 第56条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。
この場合において同条第2項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

【検査証の裏書】

- 第88条** 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格した移動式クレーン又は第86条第1項ただし書の移動式クレーンについて、当該移動式クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

【休止の報告】

- 第89条** 移動式クレーンを設置している者が移動式クレーンの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間が移動式クレーン検査証の有効期間を経過した後には、当該移動式クレーン検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

【使用再開検査】

- 第90条** 使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者は、法第38条第3項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。
- 2 第55条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による検査（以下この節において「使用再開検査」という。）について準用する。
- 3 使用再開検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用再開検査申請書（様式第14号）を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

【使用再開検査を受ける場合の措置】

- 第91条** 第56条の規定は、使用再開検査を受ける場合について準用する。この場合において、同条第2項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

【検査証の裏書】

- 第92条** 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格した移動式クレーンについて、当該移動式クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

【検査証の返還】

- 第93条** 移動式クレーンを設置している者が当該移動式クレーンについて、その使用を廃止したとき、又はつり上げ荷重を3t未満に変更したときは、その者は、遅滞なく、移動式クレーン検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

1 移動式クレーン

第8章 玉掛け

第1節 玉掛用具

【玉掛け用ワイヤロープの安全係数】

第213条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープの安全係数については、6以上でなければ使用してはならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

【玉掛け用つりチェーンの安全係数】

第213条の2 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるつりチェーンの安全係数については、次の各号に掲げるつりチェーンの区分に応じ、当該各号に掲げる値以上でなければ使用してはならない。

1. 次のいずれにも該当するつりチェーン 4

イ. 切断荷重の $1/2$ の荷重で引つ張つた場合において、その伸びが0.5%以下のものであること。

ロ. その引張強さの値が、 $400\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であり、かつ、その伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上となるものであること。

引張強さ (単位 N/mm^2)	(単位 %)
400以上 630未満	20
630以上 1000未満	17
1000以上	15

2. 前号に該当しないつりチェーン 5

2 前項の安全係数は、つりチェーンの切断荷重の値を、当該つりチェーンにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

【玉掛け用フック等の安全係数】

第214条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるフック又はシャックルの安全係数については、5以上でなければ使用してはならない。

2 前項の安全係数は、フック又はシャックルの切断荷重の値を、それぞれ当該フック又はシャックルにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

【不適格なワイヤロープの使用禁止】

第215条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

1. ワイヤロープ1よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）の数の10%以上の素線が切断しているもの

2. 直径の減少が公称径の7%をこえるもの

3. キンクしたもの

4. 著しい形くずれ又は腐食があるもの

【不適格なつりチェーンの使用禁止】

第216条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するつりチェーンをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

1. 伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの5%をこえるもの

2. リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の10%をこえるもの

3. き裂があるもの

【不適格なフック、シャックル等の使用禁止】

第217条 事業者は、フック、シャックル、リング等の金具で、変形しているもの又はき裂があるものを、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

【不適格な繊維ロープ等の使用禁止】

第218条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープ又は繊維ベルトをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

1. ストランドが切断しているもの

2. 著しい損傷又は腐食があるもの

【リングの具備等】

第219条 事業者は、エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンについては、その両端はフック、シャックル、リング又はアイを備えているものでなければクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

2 前項のアイは、アイブライス若しくは圧縮どめ又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならぬ。この場合において、アイブライスは、ワイヤロープのすべてのストランドを3回以上編み込んだ後、それぞれのストランドの素線の半数の素線を切り、残された素線をさらに2回以上（すべてのストランドを4回以上編み込んだ場合には1回以上）編み込むものとする。

1 移動式クレーン

【使用範囲の制限】

- 第219条の2** 事業者は、磁力若しくは陰圧により吸着させる玉掛用具、チェーンブロック又はチェーンレバーホイスト（以下この項において「玉掛用具」という。）を用いて玉掛の作業を行うときは、当該玉掛用具について定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。
- 2 事業者は、つりクランプを用いて玉掛の作業を行なうときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛の作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

【作業開始前の点検】

- 第220条** 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。
- 2 事業者は、前項の点検を行なつた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第2節 就業制限

【就業制限】

- 第221条** 事業者は、令第20条第16号に掲げる業務（制限荷重が1 t以上の揚貨装置の玉掛の業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
1. 玉掛技能講習を修了した者
 2. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛科の訓練（通信の方法によつて行なうものを除く。）を修了した者
 3. その他厚生労働大臣が定める者

【特別の教育】

- 第222条** 事業者は、つり上げ荷重が1 t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。
- 2 前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。
1. クレーン、移動式クレーン及びデリック（以下この条において「クレーン等」という。）に関する知識
 2. クレーン等の玉掛に必要な力学に関する知識
 3. クレーン等の玉掛の方法
 4. 関係法令
 5. クレーン等の玉掛
 6. クレーン等の運転のための合図
- 3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

1 移動式クレーン

[4] 移動式クレーン運転士免許試験規程（抄）

【学科試験】

第3条 移動式クレーン運転士免許試験の学科試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行う。

試験科目	範囲	試験時間
移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	2時間 30分
原動機及び電気に関する知識	内燃機関 蒸気機関 油圧駆動装置 感電による危険性	
移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。次条において「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及びクレーン等安全規則中の関係条項	

【実技試験】

第4条 移動式クレーン運転士免許試験の実技試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の方法によつて行う。

試験科目	試験の方法
移動式クレーンの運転	重量を確認し、荷をつり上げ、定められた経路により運搬し、定められた位置に卸すこと。
移動式クレーンの運転のための合図	荷をつり上げ、運搬し、又は卸すことについて、手、小旗等を用いて合図を行うこと。

[5] 玉掛け技能講習規程（抄）

【講習科目の範囲及び時間】

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置(以下「クレーン等」という。)に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛けの一般的作業方法 玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安定作業方法を含む。) 合図の方法	7時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による0.5 t以上の質量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

1 移動式クレーン

【移動式クレーンのつり上げ荷重別の資格、検査等のまとめ】

つり上げ荷重 対象者	500kg未満	1t未満 } 500kg以上	3t未満 } 1t以上	5t未満 } 3t以上	5t以上
運 転 者	クレーン等安全規則によって適用されない	移動式クレーンの運転業務の特別教育			
		運転可能範囲	小型移動式クレーン運転技能講習修了		
運転可能範囲				移動式クレーン運転士免許	
玉掛け作業者		玉掛け業務の特別教育			
		作業可能範囲		玉掛け技能講習修了	
事 業 者	クレーン等安全規則によって適用されない	定期自主検査（年次検査・月次検査・・・3年間の記録保存）、作業開始前点検			
		荷重試験・安定度試験		設置報告	
		(性能検査は不要、移動式クレーン検査証はない) (変更届、休止届、廃止届は不要) (使用検査、再使用検査は不要)		性能検査(移動式クレーン検査証・有効期限の更新) 変更届(変更検査)、休止届(使用再開検査)、廃止届 使用検査(一度廃止届けを出したものを再び設置)	
製 造 者		(製造許可は不要) (製造検査は不要)		製造許可	
				製造検査	

[6] 移動式クレーン構造規格

労働安全衛生法の規定に基づき、移動式クレーンの構造部分等、機械部分、加工、ワイヤロープ及びつりチェーンについて定めた規格。つり上げ荷重0.5 t以上の移動式クレーンに適用される。（条文省略）

[7] クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格

労働安全衛生法の規定に基づき、クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の機能及び作動精度、点検等、耐水性等、耐候性等、絶縁効力等、銘板について定めた規格。（条文省略）

2 自動車の検査登録

[1] 道路運送車両法関係法令による自動車の分類

自動車は、道路運送車両の保安基準に適合することが検査によって確認されて登録を受けます。自動車の登録では、自動車の種別や用途が道路運送車両法関係法令で定められています。

(1) 登録手続上の主な分類

自動車の種類	内 容	例
型式指定自動車	自動車メーカーが新たに製造、販売しようとする車両について、保安基準に適合し、かつ均一性を有するときに国土交通省大臣が指定する車両で、完成検査終了証(完成証)の添付により新規検査の際に現車提示が省略できる自動車。	一般的な乗用車 小型トラック (メーカー完成車に限る)
新型届出自動車	自動車メーカーが新たに製造、販売しようとする車両について、届出することにより保安基準への適合を認めてもらった車両で、これにより新規登録の際の検査が、現車持ち込みですが、ある程度簡略できる自動車。	中型トラック 大型トラック ホイール・クレーン
並行輸入自動車	外国等で製作されて本邦に輸入された車両のうち、上記2種類や輸入自動車特別取扱を受けない車両であり、新規検査等に先立って「並行輸入自動車届出書」及び添付資料で保安基準の適合性を審査し決済を受ける自動車。	FAUN クレーン用台車

(2) 道路運送車両法による自動車の種別

道路運送車両法第3条および同法施行規則第2条別表第1による種別です。

種 別	説 明	エンジン 総排気量	自動車の大きさ		
			長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外の自動車。 (オールテレーンクレーン、トラッククレーン(クレーン用台車含む))		※	※	※
小型自動車	四輪以上の自動車および被けん引自動車で、大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外のもの。	2.00L 以下 (ディーゼルは除く)	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
軽自動車	二輪自動車以外の自動車および被けん引自動車で、大きさが右欄に該当するもののうち、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外のもの(二輪自動車については省略)	0.660L 以下	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	建設機械、フォークリフト、農耕作業用自動車など、特殊な構造を有する自動車で、小型特殊自動車以外のもの。 (ホイール・クレーン)		※	※	※
小型特殊自動車	建設機械、フォークリフトなど特殊な構造を有する自動車であって、大きさが右欄に該当するもののうち、最高速度15km/h以下のもの。		4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	農耕作業用自動車は、最高速度35km/h未満のもの。		※	※	※

※：道路運送車両の保安基準 第2条の規定によって、長さ12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えることはできません。

2 自動車の検査登録

(3) 自動車の用途等による区分

通達：「自動車の用途等の区分について」（自動車第452号昭和35.9.3）によって、下記4分類に区分されています。

自動車の用途等の区分

乗用自動車等	乗車定員10人以下の自動車であつて、貨物自動車等および特種用途自動車等以外のものをいう。
乗合自動車等	乗車定員11人以上の自動車であつて、貨物自動車等および特種用途自動車等以外のものをいう。
貨物自動車等	特種用途自動車等以外の自動車であつて、次の(1)又は(2)のいずれかを満足するものをいう。 (1) (2)以外の自動車にあつては、次の①および②を満足すること。 ① 物品積載設備の床面積 自動車の物品積載設備を最大に利用した場合において物品積載設備の床面積が1m ² （軽自動車にあつては0.6m ² ）以上あること。 ② 構造及び装置（以下省略） (2) 第5輪荷重を有するけん引自動車であつて、（以下省略）
特種用途自動車等	主たる使用目的が特種である自動車であつて、次の(1)から(3)のすべてを満足するものをいう。（以下省略） 〈オールテレークレーン、トラッククレーン(クレーン用台車含む)〉

参考：ナンバープレートの見方

自動車登録規則 第13条第1号

使用の本拠の位置の運輸支局
又は自動車検査登録事務所
又は地域名を表示する文字



自動車登録規則 第13条第3号

事業用、自家用等を表示する文字		
事業用	あ・い・う・え・か・き・く・け・こ・を	
自家用	さ・す・せ・そ・た・ち・つ・て・と・ な・に・ぬ・ね・の・は・ひ・ふ・ほ・ ま・み・む・め・も・や・ゆ・ら・り・ る・ろ	
レンタカー用	わ・れ	
駐留軍人軍属 私有車両等	E・H・K・M・T・Y・よ	
軽自動車	事業用	り・れ
	自家用	あ・い・う・え・か・き・く・け・こ・ さ・す・せ・そ・た・ち・つ・て・と・ な・に・ぬ・ね・の・は・ひ・ふ・ほ・ ま・み・む・め・も・や・ゆ・よ・ら・ る・ろ・を
	レンタカー用	わ
	駐留軍人軍属 私有車両等	A・B

自動車登録規則 第13条第2号

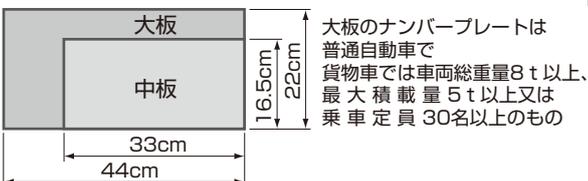
(下記分類番号以外に、アルファベットを使用したものも採用されています。)

自動車の種別及び用途による分類番号		
普通	貨物自動車	1、10～19、100～199
	乗合自動車 (例：乗車定員11人以上のバスなど)	2、20～29、200～299
	乗用自動車	3、30～39、300～399
小型	三輪以上の貨物自動車	4、6、40～49、60～69、 400～499、600～699
	三輪以上の乗用自動車	5、7、50～59、70～79、 500～599、700～799
特種用途自動車 (例：オールテレークレーン トラッククレーンなど)		8、80～89、800～899
大型特殊自動車(下欄除く) (例：ホイールクレーンなど)		9、90～99、900～999
自動車抵当法第2条 但し書きに規定する 大型特殊自動車 (例：ロードローラなど)		0、0～09、000～099
軽自動車	貨物自動車	40～49、400～499、 600～699
	乗用自動車	50～59、500～599、 700～799
	特種用途自動車 (例：冷凍車など)	80～89、800～899

自動車登録規則 第13条第4号

一連指定番号
・・・1～99-99

ナンバープレートの大きさ



プレートの塗色	
事業用 ①	緑色地に白色文字
事業用以外 ②	白色地に緑色文字
軽自動車 事業用 ③	黒色地に黄色文字
軽自動車 事業用以外 ②	白色地に緑色文字
軽自動車 事業用以外 ④	黄色地に黒色文字



2 自動車の検査登録

[2] 道路運送車両の保安基準

道路運送車両法に基づいて定められた、道路運送車両の保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準です。

(1) 主な重量、寸法の基準

条 項	項 目	基 準 内 容														
第2条	長さ	12m以下														
	幅	2.5m以下														
	高さ	3.8m以下														
第4条	車両総重量	<table border="0"> <tr> <td>条件／最遠軸距</td> <td>車両総重量</td> </tr> <tr> <td>・ 5.5m未満</td> <td>→ 20 t 以下</td> </tr> <tr> <td>・ 5.5m以上7m未満 (長さ9m未満)</td> <td>→ 20 t 以下</td> </tr> <tr> <td> // (長さ9m以上)</td> <td>→ 22 t 以下</td> </tr> <tr> <td>・ 7m以上 (長さ9m未満)</td> <td>→ 20 t 以下</td> </tr> <tr> <td> // (長さ9m以上11m未満)</td> <td>→ 22 t 以下</td> </tr> <tr> <td> // (長さ11m以上)</td> <td>→ 25 t 以下</td> </tr> </table>	条件／最遠軸距	車両総重量	・ 5.5m未満	→ 20 t 以下	・ 5.5m以上7m未満 (長さ9m未満)	→ 20 t 以下	// (長さ9m以上)	→ 22 t 以下	・ 7m以上 (長さ9m未満)	→ 20 t 以下	// (長さ9m以上11m未満)	→ 22 t 以下	// (長さ11m以上)	→ 25 t 以下
条件／最遠軸距	車両総重量															
・ 5.5m未満	→ 20 t 以下															
・ 5.5m以上7m未満 (長さ9m未満)	→ 20 t 以下															
// (長さ9m以上)	→ 22 t 以下															
・ 7m以上 (長さ9m未満)	→ 20 t 以下															
// (長さ9m以上11m未満)	→ 22 t 以下															
// (長さ11m以上)	→ 25 t 以下															
第4条の2	軸重	10 t 以下														
	隣接軸重	<table border="0"> <tr> <td>条件／隣接軸距</td> <td>隣接軸重</td> </tr> <tr> <td>・ 1.8m未満</td> <td>→ 18 t</td> </tr> <tr> <td>(1.3m以上1.8m未満で軸重9.5 t 以下)</td> <td>→ 19 t</td> </tr> <tr> <td>・ 1.8m以上</td> <td>→ 20 t</td> </tr> </table>	条件／隣接軸距	隣接軸重	・ 1.8m未満	→ 18 t	(1.3m以上1.8m未満で軸重9.5 t 以下)	→ 19 t	・ 1.8m以上	→ 20 t						
	条件／隣接軸距	隣接軸重														
・ 1.8m未満	→ 18 t															
(1.3m以上1.8m未満で軸重9.5 t 以下)	→ 19 t															
・ 1.8m以上	→ 20 t															
輪荷重	5 t 以下															
第5条	安定性	最大安定傾斜角度 (空車時) は左側、右側にそれぞれ35° まで傾けた場合に転覆しないこと。ただし、車両総重量 ≤ 1.2 × 車両重量の場合は30° [クレーン車該当]														
第6条	最小回転半径	12m以下														
第7条	接地圧	200kg / タイヤ接地部の幅1cm 以下														

車両総重量：空車状態における自動車の重量を車両重量といい、車両重量に最大積載量と総乗員重量 (55kg × 乗車定員) を加えた重量が車両総重量になります。

軸 重：自動車の車両中心線に垂直な1mの間隔を有する二平行鉛直面間に中心のある、全ての車輪の輪荷重の総和をいいます。

最 遠 軸 距：自動車の最前部の車軸中心から、最後部の車軸中心までの水平距離をいいます。2軸車の場合、軸距が最遠軸距になります。

輪 荷 重：自動車の一つの車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいいます。

空 車 状 態：道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等、運行に必要な装備をした状態をいいます。

(2) 保安基準の緩和 (道路運送車両法の保安基準 第55条)

地方運輸局長が、構造もしくは使用の様態が特殊であることにより、保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、保安基準の緩和の一部の規定を適用しない扱いとなる自動車が、基準緩和自動車です。概ね、つり上げ荷重16t以上のラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーンは重量もしくは寸法が保安基準を超えてしまうため、基準緩和申請を行って、認定を受けることによって、新規登録して道路を通行することができます。基準緩和申請は自動車の使用者が行う個別緩和申請に対して、新型届出自動車であり、寸法、重量が一定の基準内であるラフテレーンクレーン等は、自動車製作者等が一括して緩和申請することができます (一括緩和申請)。

基準緩和申請	
個別緩和申請	一括緩和申請
 <p>オールテレーンクレーン</p>	 <p>ラフテレーンクレーン</p>

3 特殊車両の通行許可

[1] 道路法による通行許可証の取得

(1) 道路法と車両制限令

道路は、一定の重量、寸法の規格内の車両が安全・円滑に通行することができるように設計されています。道路法は、車両制限令で定めた、幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度（「一般的制限値」という）を超えるものは道路を通行させてはならない、と規定しています。

車両制限令で定めた最高限度（一般的制限値）

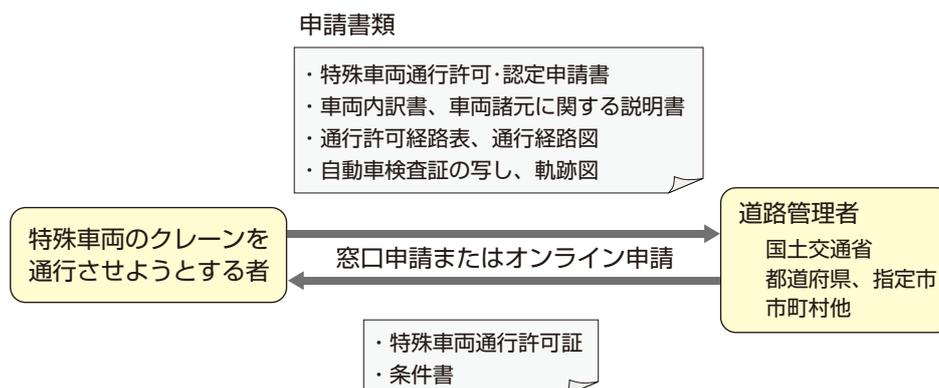
車両の諸元		最高限度（一般的制限値）
幅		2.5m
高さ		3.8m（高さ指定道路にあっては、4.1m）
長さ		12m
重量	総重量	20 t（高速自動車国道及び重さ指定道路にあっては、車両の長さ及び軸距に応じ、20 t、22 t、25 t）
	軸重	10 t
	隣接軸重	・隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18 t （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5 t以下のときは19 t） ・隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20 t
	輪荷重	5 t
最小回転半径		12m

(2) 特殊車両の通行許可

車両への一般的制限がありますが、実際の社会・経済活動に伴い、車両の使用目的、車両に積載する貨物の特殊性から、やむを得ず最高限度を超える車両を通行させる必要性が生じることがあります。そこで、道路法【第47条の2第1項】では、最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という）を通行させようとする者の申請に基づき、道路管理者は車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、道路構造の保全、又は交通の危険を防止するための通行条件（徐行、連行禁止、誘導車の配置、通行時間の指定等）を付して、特殊車両の通行を許可することができる、と規定しています。この規定による許可が特殊車両の通行許可です。

特殊車両の通行許可申請は、書面等による道路管理者窓口申請によるほか、国土交通省道路局ウェブサイトにあります「特殊車両システム」にて、経路ごとに算定、申請データ作成、申請データ送信、許可証の受取りができるオンライン申請が運用されています。

国交省道路局のオンライン申請サイト URL <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

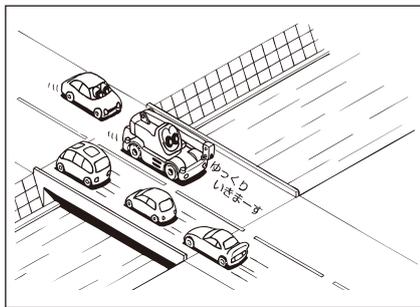


3 特殊車両の通行許可

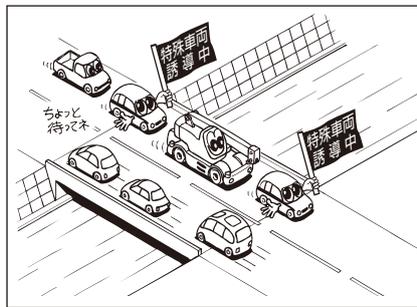
(3) 通行条件の区分と内容（通行時間帯指定基準含む）

区分記号	内 容		通行時間帯の指定基準
	重量に関する条件	寸法に関する条件	
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。	
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。	
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	寸法の幅に関して通行条件区分Cとなり、かつ幅が3mを超える車両は原則、夜間（21時～6時）通行が指定される。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ、2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も付加する。		重量に関して通行条件区分Dとなる車両は原則、夜間（21時～6時）通行が指定される。

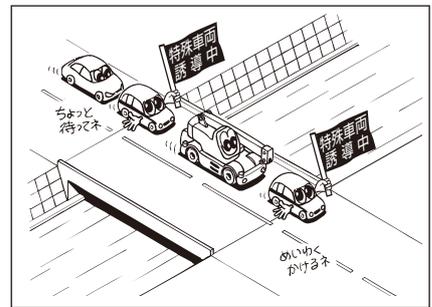
注意：特殊車両のラフトレーンクレーン、オールレーンクレーンは、新規開発車両証明制度によって、基本通行条件が記載された適合証明書を取得していますが、基本通行条件にかかわらず、実際の通行経路で申請して許可された通行条件で通行しなければなりません。通行条件と基本通行条件は区別して取扱いしてください。



- B条件**
- 徐行
 - 連行禁止

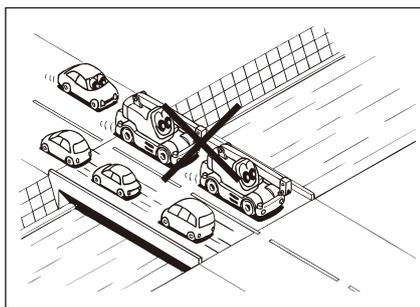


- C条件**
- 徐行
 - 連行禁止
 - 当該車両の前後に誘導車を配置



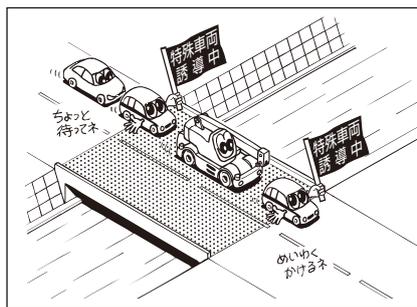
- D条件**
- 徐行
 - 連行禁止
 - 当該車両の前後に誘導車を配置
 - 2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行
 - 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加

重量に関する通行条件がDとなる車両は夜間（21時～6時）の通行時間帯の指定がある



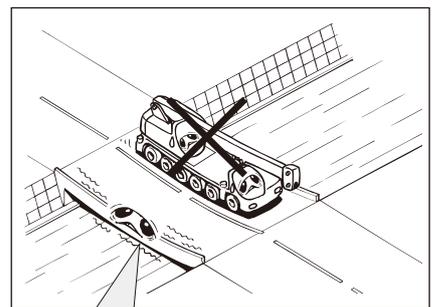
連行禁止とは

2台以上の特殊な車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置を言います。



2車線内に他車が通行しない状態とは

橋、高架の同一径間上から他の車両を排除し、さらに隣接する車線の車両までも排除する措置を言います。



分解搬送式オールレーンクレーンは正しく分解して搬送してください。分解しないで搬送すると橋梁等の道路を損傷させることになります。



3 特殊車両の通行許可

[2] 適合証明書（参考）

新規開発車両の設計製作しようとする者（クレーンメーカー）が、新規開発車両設計製作届出書を提出した場合、設計製作に関する基準に適合し、かつ重量について基本通行条件の範囲内であれば、国土交通省道路局長は重量、高さ又は長さにかかる基本通行条件を記載した適合証明書（新規開発車両基準適合証明書）を交付します。

適合証明書(例)
基本通行条件
重量：D
高さ：条件なし

新規開発車両を通行させようとする者が、適合証明書の写しを添付して通行許可を申請した場合、道路管理者は運行経路及び適合証明書に記載された基本通行条件を勘案のうえ、必要な条件を付して許可することが定められています。

適合証明書に記載された基本通行条件の意味は下表のとおりですが、国交省道路局のオンライン申請サイトで個別の特殊車両と通行経路で算定できるようになったことから、本来の意味のとおりには運用されていません。

適合証明書に記載された基本通行条件の意味（基本通行条件が適用される道路）

適合証明書に記載された基本通行条件		意 味
重 量	A	通行条件Aで道路情報便覧に収録されている道路（（高速自動車国道、首都高速道路及び阪神高速道路（以下「高速自動車国道等」という。）を除く。）及び道路法第47条第3項の規定に基づき荷重制限がなされている橋梁等の区間（以下「荷重制限橋梁等区間」という。）を除く。）を通行することが可能であること。
	B	通行条件Bで道路情報便覧に収録されている道路（高速自動車国道等及び荷重制限橋梁等区間を除く。）を通行することが可能であること。
	C	原則として通行条件Cで指定区間内の一般国道（荷重制限橋梁等区間を除く。）を通行することが可能であること。
	D	原則として通行条件Dで指定区間内の一般国道（荷重制限橋梁等区間を除く。）を通行することが可能であること。
高 さ 又 は 長 さ	条件なし	通行条件Aで道路法による道路（道路法第47条第3項の規定に基づき高さ制限がなされている箇所（以下「高さ制限箇所」という。）を除く。）を通行することが可能であること。
	A	通行条件Aで道路情報便覧に収録されている道路（高速自動車国道等を除く。）を通行することが可能であること。

4 環境、税制

[1] 排出ガス規制

(1) ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーンの排出ガス規制のまとめ

排出ガス規制 法令・条例	ラフテレーンクレーン (ホイール・クレーン)	オールテレーンクレーン	
		並行輸入車、試作車の 基準緩和車両(FAUNキャリア)	新型届出自動車
オンロード 新車 道路運送車両法 (登録規制)	ディーゼル特殊自動車排出ガス規制対象 (平成15年規制から対象)	トラックと同規制が猶予	トラックと同規制
オンロード 使用過程車	自動車NOx・PM法 (車種規制、流入車規制)	規制対象外	規制対象
	首都圏1都3県条例 (運行規制)	規制対象外	規制対象 (初度登録時の排出ガス規制 適合車とみなす規定あり)
	大阪府条例 (流入車規制)	規制対象外	規制対象
	兵庫県条例 (運行規制)	規制対象外	規制対象
オフロード法 (使用規制)	規制対象外 (構内車除く)	規制対象外 (上部、下部エンジンとも 規制対象外)	規制対象外 (上部、下部エンジンとも 規制対象外)
国土交通省排出ガス対策型 建設機械指定制度 (使用原則化)	第1次、2次基準値は指定対象、 第3次基準値以降は指定対象外	規制対象外 (上部、下部エンジンとも 規制対象外)	規制対象外 (上部、下部エンジンとも 規制対象外)

(2) ラフテレーンクレーンの排出ガス規制の推移

国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度、ディーゼル特殊自動車排出ガス規制

排出ガス規制区分	車型 識別 記号	対象車両区分	施行年月日	規制値 (g/kWh)				規制値	
				CO	HC	NOx	PM	黒煙%	黒煙 (オパシメータによる測定)
第1次 規制	国土交通省指定制度 第1次基準値	定格出力 30kW以上 272kW未満	平成10年 4月1日 から使用原則化	5.0	1.3	9.2	—	50	—
第2次 規制	ディーゼル特殊自動車 平成15年規制	SC- 定格出力 75kW以上 130kW未満	平成15年10月1日	5.0	1.0	6.0	0.3	40	—
	国土交通省指定制度 第2次基準値	SD- 定格出力 130kW以上 560kW未満	平成16年 9月1日	3.5	1.0	6.0	0.2	40	—
第3次 規制	ディーゼル特殊自動車 平成19年規制	EDR- 定格出力 75kW以上 130kW未満	平成19年10月1日 平成20年 9月1日	5.0	0.4	3.6	0.2	25	—
	ディーゼル特殊自動車 平成18年規制	JDS- 定格出力 130kW以上 560kW未満	平成18年10月1日 平成20年 9月1日	3.5	0.4	3.6	0.17	25	—
第3.5次 規制	ディーゼル特殊自動車 平成24年規制	WDR- 定格出力 75kW以上 130kW未満	平成24年10月1日 平成25年11月1日	5.0	0.19	3.3	0.02	25	—
	ディーゼル特殊自動車 平成23年規制	UDS- 定格出力 130kW以上 560kW未満	平成23年10月1日 平成25年 4月1日	3.5	0.19	2.0	0.02	25	—
第4次 規制	ディーゼル特殊自動車 平成26年規制	YDR- 定格出力 75kW以上 130kW未満	平成27年10月1日 平成29年 9月1日	5.0	0.19	0.4	0.02	—	0.5m ⁻¹
		YDS- 定格出力 130kW以上 560kW未満	平成26年10月1日 平成28年 9月1日	3.5	0.19	0.4	0.02	—	0.5m ⁻¹

ラフテレーンクレーンは排出ガス対策型建設機械の第1次基準値、第2次基準値について指定を受けています。

国土交通省指定制度第3次基準値以降は指定対象外機種です。

第3次規制適合以降については、自動車検査証の型式に車型識別記号が付くことで証明されます。

[2] 騒音規制

ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーンとも、走行騒音については道路運送車両法による騒音規制が適用され、審査を受けた上で自動車登録されています。

作業騒音については、国土交通省が機種・出力ごと定めた騒音基準値以下である建設機械の型式を「低騒音型建設機械」として指定しています。低騒音型建設機械の指定状況については、下記URL(国土交通省ホームページ)にてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

4 環境、税制

[3] 自動車リサイクル法

(1) 自動車リサイクル法とは

自動車リサイクル法は、自動車ユーザが費用（リサイクル料金）を負担して、自動車製造業者、輸入業者を中心とした関連事業者に、使用済自動車(廃車)からの指定3品目（シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類）の回収とそのリサイクルもしくは適正処理を義務付けるリサイクル制度です。

一部の対象外自動車を除き、全ての自動車リサイクル法の対象となります。

お客さまは次の2つの役割が義務付けられます。

- ① 前払いによるリサイクル料金のご負担（預託）
- ② 使用済自動車の引取業者への引渡し

(2) ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーンの扱い

ラフテレーンクレーン等大型特殊自動車は自動車リサイクル法対象外自動車です。

オールテレーンクレーン、トラッククレーンなど特種用途自動車は、自動車リサイクル法対象自動車ですが、リサイクル対象部分は、キャリヤ部、キャブ付シャシ部のみで、架装物（クレーン部）は対象外です。

[4] 自動車税制、固定資産税制

(1) 自動車の取得や所有に対して課税される税金（消費税除く）

オールテレーンクレーン、トラッククレーンは自動車税制の対象となりますが、ラフテレーンクレーンは固定資産税制の対象となります。

自動車税制、固定資産税制の概要

	税目	課税主体	納税義務者	いつ、どこで	税額
自動車税制 (オールテレーンクレーン)	自動車税	都道府県 (地方税法)	4月1日現在の 自動車の所有者。 (売主が所有権を留保 している場合は、買主)	通常、納税通知書兼領収証書で、 条例によって（通常5月末日） までに納付。	車種、排気量等によって税額 が決まる。 ただし、自動車グリーン税制がある。
	自動車重量税	国 (自動車 重量税法)	自動車の使用者。	新規登録時と継続車検時に 納付書に印紙を貼付して納付。	車種、重量、車検有効期間に よって決まる。 ただし、自動車グリーン税制がある。
	自動車取得税	都道府県 (地方税法)	自動車の取得者。 (売主が所有権を留保 している場合は、買主)	新規登録・移転登録時などに、 自動車税事務所です申告書に証紙 を貼付して納付。	取得価額×税率 税率は適宜最新の情報をご確認くだ さい。
固定資産税制 (ラフテレーンクレーン)	固定資産税	市町村 (地方税法)	1月1日現在の 償却資産課税台帳に 登録された所有者	納税通知書による	課税標準額×税率（1.4%）

(2) 租税特別措置法

中小企業投資促進税制（2年ごとの特別立法）によって、機械及び装置として、購入・リースを受けた中小企業者に対して、特別償却または税額控除の優遇措置があります。



株式会社 タダノ
<http://www.tadano.co.jp>